

インターネット活用業務の財源と 受信料制度に関する論点

公共放送WG事務局

令和5年4月27日

本資料について

- 「論点」については、昨年12月までの議論の整理を踏まえ、今後、本ワーキンググループにおいて議論を深めていただきたい事項を書き出したものです。
- 「議論の視点」については、議論のわかりやすさを重視する観点から、議論していただくに当たって参考となる視点・考え方などを例示しているものです。
- これらに基づいて、本ワーキンググループで議論を進めていただき、その際の構成員のご意見等を踏まえ、改めて、「論点」ごとの考え方について整理を行っていきます。

① インターネット時代における受信料制度の在り方

【論点】

我が国の公共放送の財源として、例えば、以下のような選択肢が考えられるが、現行の受信料制度以外の考え方も採り入れるべきか。

<議論の視点>

- (1) 視聴料（サブスクリプション）収入
（公共放送を見たい人だけが地上波等のチャンネル視聴に対して相応の対価を支払う方式）
- (2) 広告収入
（公共放送の財源の全部又は一部について、広告主からの広告料で賄う方式）
- (3) 税収入
（公共放送の財源の全部又は一部について、税収で賄う方式）
- (4) 受信料収入
（公共放送の財源の全部又は一部について、公共放送を受信できる環境にある者からの負担金で賄う方式）

諸外国の公共放送における受信料等の制度

		英国	独国	仏国	日本
名称		受信許可料	放送負担金	付加価値税	受信料
放送主体		B B C	A R D、Z D F	FTV	N H K
徴収主体		B B C (民間に委託)	A R D、Z D F (別法人が共同で 一元的に徴収)	政府(経済財政省) (個人は住居税、法人は付加価値税と一括徴収)	N H K
料額(年額) ※1、※2		23,384円	28,287円	17,717円 (旧制度)	地上 14,700円 衛星 26,040円※3
受信料収入 ※1、※4		5,589億円	合計：10,813億円	—	6,801億円
徴収費用 (徴収費用/徴収額全体) ※1、5		176億円 (3.2%)	245億円 (2.1%)	—	622億円 (9.1%)
徴収率 ※6		91.1%	93.0%	—	79.6%
支払者		受信機を設置又は 使用する者	全ての住居占有者及び 事業主	個人、事業体	受信機の設置者
TVなどの受信設備以外で受信料の徴収対象となる受信機		テレビコンテンツもしくはBBCの VODを受信する目的の全ての 装置	(受信機の有無問わず)	—	—
支払単位	個人	受信機を持つ住居ごと	全ての住居	個人	受信機を設置する世帯 (家族をともにする住居ごと)
	法人等	事業所 (受信機台数等に応じた体系)	事業所 (従業員数等に応じた体系)	事業体	受信機の設置場所ごと (部屋や自動車台数等に応じた体系)
強制徴収(行政手続)		×	○	—	×
罰則等(刑事罰)		○	○	○	×
広告収入		有	有	有	無

※1 邦貨換算は、2021年の年間平均レートを使用
(1ポンド=147.07円、1ユーロ=128.39円、1ウォン=0.0941円)

※2 料額(2021年度)について、現地通貨では下記のとおり

英国…159ポンド、仏国(海外県等を除く)…138ユーロ(旧制度)、独国…220.32ユーロ、

※3 NHKの年間受信料額は前払割引前の口座振替、クレジットカード払いの月額

(地上=1,225円、衛星=2,170円)に基づき算定

※4 受信料収入(2021年度決算)について、現地通貨では下記のとおり

英国…3,800百万ポンド

仏国…3,585百万ユーロ(内フランステレビジョン…2,394百万ユーロ)

独国…8,422百万ユーロ(全体。内数：ARD、ZDF…7,910百万ユーロ)

※5 徴収費用(2021年度)について、現地通貨では下記のとおり

英国…122百万ポンド、独国…191.2百万ユーロ(ARD・ZDF相当)

※6 徴収率について、日本、英国、独国は2021年度。

- 公共放送等（※）が広告収入を得ている国は、56か国中、40か国（「NHKデータブック世界の放送2022」より）。
- 英国、ドイツ、フランスにおいて、広告収入の上限規制を設けていないが、広告を流す時間帯などに制限を設けることで、広告収入の割合は限定的な結果となっている。

主な国における公共放送等（※）の財源

国名	広告収入	受信料制度	政府交付金	備考
イギリス	-	○	-	国際放送は広告あり
フランス	○	-	-	
ドイツ	○	○	-	
イタリア	○	○	-	
アメリカ	-	-	○	「非商業教育局」寄附金、企業協賛金、政府交付金、自治体交付金などで運営
カナダ	○	-	○	
日本	-	○	-	
中国（国営）	○	-	-	ほぼ広告収入といわれる
韓国	○	○	-	受信料は月額約220円

（※）公共放送のほか、国営放送を含む。

英独仏の広告収入

	広告収入の可否	広告の時間制限	事業収入に占める割合
英	国際放送のみ可 国内放送は不可	-	5.7% (2021年度末)
独	可能 (ネット配信での 広告は不可)	<ul style="list-style-type: none"> 1営業日あたり年間平均20分を超えないこと 20時以降、日曜・祝日の放送は禁止等 	5%
仏	可能 (ネット配信のうち ニュースチャンネルは 広告は不可)	<ul style="list-style-type: none"> 20時以降の放送は禁止 	放送は約10% ネットは約5%

イギリスの公共放送の受信料制度の経緯

➤ iPlayerのサービスは2007年に同時配信が、2016年に見逃し等が受信許可料の徴収対象となった。

年	経緯
1922年	BBC (British Broadcasting Company) によるラジオ放送の開始
1927年	BBC (British Broadcasting Corporation) に改組され、特許状に基づく公共法人化 (受信許可料を財源とすることが制度化)
1954年	商業放送の開始 (二元体制の開始)
1988年	受信許可料額について小売物価指数連動に変更
1991年	受信許可料の徴収責任が政府からBBCへ移行
1997年	オンラインサービスの開始
2003年	「2003年放送通信法」により、テレビ受信機の使用は政府による許可制であることを明示
2007年	iPlayerによるインターネット同時配信・見逃し配信 (7日間) の開始 ※「2004年放送通信規則」改正により、同時配信の視聴はテレビ視聴と同等とされ、受信許可料支払が必要という解釈
2014年	BBC World Service (国際放送) の財源が政府交付金から受信許可料に変更
2015年	規制改革法 (2015年) で実施が求められた「テレビ受信許可料執行レビュー(ペリー・レビュー)」において受信許可料未払いの非刑罰化・代替執行スキームの採用について検討 →非刑罰化を実現した場合、未払い増加のリスクがあることや、制度変更にかかるコストを要すること等から「現行モデルを維持すべき」との結論を出した。
2016年	iPlayerによるテレビ番組の見逃し視聴・独自コンテンツ視聴も受信許可料支払が必要に ※「2004年放送通信規則」改正により、テレビ受像機の定義にBBCのVODを視聴する目的で利用される機器が追加
2017年	現行の特許状の供与 (~2027)
2017年	以降5年間、受信許可料額を小売物価指数連動に変更
2020年	受信許可料未払いの非犯罪化に関する検討

- テレビライセンスを取得し視聴できる範囲は、以下のとおり。インターネット配信のみの料金の設定はない。
- テレビを所有していなくても、インターネットで放送番組をライブ視聴する場合は、テレビライセンスが必要。
(放送番組のライブストリーミングを行わない民間ネット配信サービス (Netflixなど) は対象外)

テレビライセンスの範囲 (出典 : <https://www.tvlicensing.co.uk/check-if-you-need-one/topics/Live-TV-and-how-you-watch-it>)

① ライブTV (TVサービス、ストリーミングサービス)

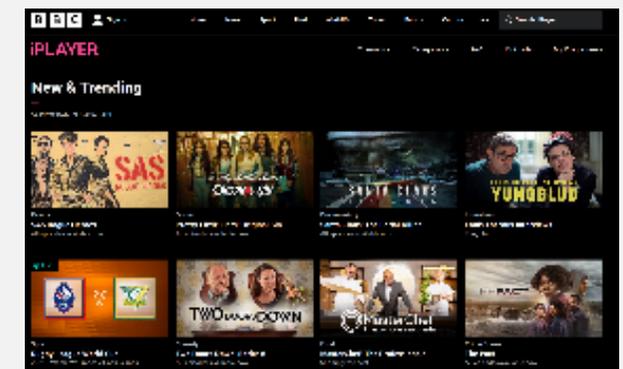
- テレビサービス、ストリーミングサービスの任意のチャンネルで放送されているTV番組を視聴または録画することを意味する。「ライブ」とあるが、サッカー、クリケット、ニュース、音楽などの生放送だけでなく、連続ドラマ、シリーズもの、ドキュメンタリー、映画も対象となる
- テレビサービスとはSky、Virgin、Freeview、Freesatなどである (※地上波デジタルや有料放送など)
- ストリーミングサービスとはITV Hub、All 4、YouTube、Amazon Prime Video、Now、Sky Goなどである

② BBC iPlayerの利用 (詳細は下記)

※上記は、テレビに限らず、コンピュータ、ラップトップ、電話、タブレット、ゲーム機、デジタルボックスなど、あらゆる機器に適用される

BBC iPlayer (TV licensingのHPより)

- BBC iPlayer は、英国BBC チャンネルで放送された BBC TV番組と映画をフィーチャーしたデジタル・ビデオ・サービスである。iPlayer を使用すると、テレビで放送されている番組をライブで視聴することもできるが、使用するには、有効なテレビライセンスを取得し、BBCアカウントを持っている必要がある。
- BBC iPlayerの費用は、テレビライセンスでカバーされる。多くのストリーミングサービスとは異なり、ライセンスがあれば iPlayerでBBCのテレビ番組を視聴するために料金を支払う必要はない。
- 使用するデバイスやアプリ・ブラウザに関係なく、任意のチャンネルでテレビを視聴または録画するには、テレビライセンスが必要である。



- DCMSは視聴習慣の変化に対応した、持続的な費用負担方式の必要性に言及。議会上院の通信・デジタル委員会は様々な負担方式を検討し、累進モデルやハイブリッドモデルの可能性を示唆。

DCMSが発表した政策文書（2022年4月）

- 放送局が直面する逆風はますます強くなっている。競争は激化し、視聴者の習慣や技術は絶えず変化し、世界的な大企業がその存在感を示している。
- 政府は、公共放送が英国中の視聴者にサービスを提供し続けられるよう、公共放送に与えられる利益と義務のバランスがとれた、「スリム化(compact)」に向けた改革を実現しなければならない。
- 次の特許状の期間（2028年～）に先立ち、受信許可料の財源モデルの見直しを行う。今後数ヶ月中に、より詳細な計画を打ち出す予定である。
- 視聴者がコンテンツにアクセスし、視聴する方法、時間、場所が大きく変わっている。ライセンスを必要とするコンテンツを見る人が少なくなったため、ライセンスを持たない世帯が増加している。
- この傾向が続くとすれば、受信料の持続に課題が出てくる。例えば、ライセンスを必要とする世帯が減少すれば、BBCの現在の予算水準を維持するために、受信許可料の価格を大幅に引き上げる必要が出てくるかもしれない。

英国上院通信・デジタル委員会のレポート（2022年7月）

- 費用負担に関する議論は、二者択一的になりすぎている。我々は様々な費用負担方式について検討を行った。
- 受信許可料の累進化（・所得税連動・累進家計税）
 - 経済的に余裕が無い人々の負担を減らす手段として検討の余地がある
- 広告収入のみで運営
 - 収入が減少するため、公共サービスの一部の質が低下する可能性があり、推奨できない
- サブスクリプションモデルのみで運営
 - 収入が不足する上、国民の必要な情報へのアクセスに不公平な障壁を生むことになるため推奨できない
- 一律世帯徴収
 - 料金を低廉にできるが、逆進性が課題。分析が必要
- 税財源・政府補助金
 - 独立性を損ね、資金調達が不確実となるため推奨できない
- ハイブリッド（コアコンテンツを公的資金で、その他をサブスクリプションで）
 - 値上げなしに必要なサービスへのアクセスを担保できるが、“コア”の範囲などを精査して検討すべき
- 費用は何を実現するかに依存するので、まずBBCは将来ビジョンを示すことが必要。その上で政府は負担方式の提案に移る前に国民の意見を聞く場を設けること

➤ 2022年7月、議会上院の通信・デジタル委員会はBBCの財源負担のための様々な方式を検討し、見解を提示。

- 費用負担に関する議論は、二者択一的になりすぎている。上院通信・デジタル委員会は様々な費用負担方式について検討を行った。
- 費用は何を実現するかにより依存するので、まずBBCは将来ビジョンを示すことが必要。その上で政府は負担方式の提案に移る前に国民の意見を聞く場を設けるべき。

	資金調達モデル	上院通信・デジタル委員会の見解
1	受信許可料の累進化 (所得税連動・累進家計税)	<ul style="list-style-type: none"> • 経済的に余裕が無い人々の負担を減らす手段として検討の余地がある • 所得税連動の場合は個人の支払能力を考慮可能というメリットがあるが、現行システムよりも変動にさらされる可能性があり、また複数の居住者で構成される世帯にとっては公平性が課題。
2	広告収入のみで運営	<ul style="list-style-type: none"> • BBCの収入が数十億ポンド減少する一方で、広告に依存しているBBC以外の公共放送サービスにダメージを与えることになる。 • 全体的な資金調達レベルが大幅に低下し、娯楽番組とコアな公共サービス番組の両方の質が低下する可能性が高いため、純粋な広告収入モデルへの移行は推奨できない
3	サブスクリプションモデルのみで運営	<ul style="list-style-type: none"> • 収入が不足する上、国民の必要な情報へのアクセスに不公平な障壁を生むことになり、BBCが英国民に価値あるサービスを提供する能力を損なう結果となる。 • 克服すべき大きな技術的困難もある。地上デジタル放送の条件付きアクセス技術を開発するコストは費用対効果が薄いため、政府が行うことは推奨できない。 • これらの理由から、純粋なサブスクリプションモデルに移行することは推奨できない
4	一律世帯徴収	<ul style="list-style-type: none"> • 加入者だけでなくすべての世帯が支払うことになるので、料金水準の引き下げにつながるが、逆進的になるのが課題。公平性や現行の制度との違いを分析すべき。
5	電気通信料金 (BBCの提案)	<ul style="list-style-type: none"> • 固定ブロードバンドやモバイル接続サービスの提供事業者への課税が考えられるが、ネット接続料金が消費者に転嫁されて高額なものとなる可能性が高く、インターネットアクセスを不公平にしうるため推奨できない
6	税財源・政府補助金	<ul style="list-style-type: none"> • BBCの編集上の独立性を損ねるおそれがある。 • 政府の予算交渉に影響される可能性があり、長期的な資金調達と投資計画に不確実性が増すことから、推奨できない
7	ハイブリッド (コアコンテンツを公的資金で、その他をサブスクリプションで)	<ul style="list-style-type: none"> • 受信許可料の値上げなしに、幅広く質の高い番組提供を担保可能。“コア”となる番組は世界中からアクセス可能でなければならないが、成功の保証がなければ、重大な商業的リスクがあることに留意すべき。 • 資金調達とユニバーサルなアクセスがトレードオフとなる可能性もあり、業務範囲などを精査して検討すべき

ドイツの公共放送の受信料制度の経緯

※青字：受信料制度に関する動き

年	経緯
戦後	州ごとに放送局を設立
1970年	放送受信料制度について、ドイツ全州で統一的に整備（ 放送受信機単位で支払義務 。2台目以降は免除）
1975年	公共放送の財源需要を審査し、答申するための委員会（K E F）を設置
1991年	ドイツ統一後、州間協定の締結
1996年	「放送財源州間協定」を締結し、K E Fへの財源額の諮問及び受信料額の答申を制度化 オンラインコンテンツサービスを開始（この時点で法律上の明確な規定なし）
2000年	第4次放送州間協定で、オンラインサービスに関する規律を明記。公共放送はウェブコンテンツを拡大
2004年	第7次放送州間協定が公共放送が提供可能なオンラインコンテンツを厳格化
2005年	欧州委員会が、ドイツの受信料制度は「政府補助」にあたり、「政府補助の禁止」に違反するとの見解を報告
2007年4月	欧州委員会がドイツ政府が示した提案を承認。ドイツ政府は、受信料制度に関して法的な見直しを約束 欧州委員会は同時に、オンラインコンテンツについても「三段階テスト」などの新たな規律を義務づけ
2007年	テレビに加え、パソコン・携帯端末等のデジタル機器について受信料徴収を開始
2007年	ZDF Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2008年	ARD Mediathekによるインターネット同時配信・見逃し番組配信サービスの開始
2009年	第12次放送州間協定で、オンラインコンテンツを「テレメディア」として放送とは区別した上で、公共放送の任務として位置づけ
2010年	全世帯負担の導入決定
2013年	全世帯への放送負担金制度の開始
2018年	連邦憲法裁判所による放送負担金制度の合憲判決
2019年	第22次放送州間協定で、公共放送の「テレメディア任務」の規制緩和と強化を実施
2020年	第22次放送州間協定を改正し、メディア州間協定を締結

- ▶ ドイツでは、2007年からインターネット接続機器に対して受信料の徴収を開始したところ、訴訟が頻発し、裁判所において合憲と判断されるも、負担の公平性確保が実現されることが前提との指摘も受け、全世帯からの徴収を行う負担金制度に移行した。
- ▶ 事業所の徴収金額が従業員数等に応じたものに移行したことにより、負担増となる事業所が生じ、裁判が提起されたが、最終的に合憲判決が下された。

- 1996年 インターネットサービスが開始、州間協定の改正により、インターネットに接続可能なデジタル機器も受信機扱いすることが規定された。
- 2006年 州の首相らが、2007年からのパソコン・携帯端末等のデジタル機器について受信料の徴収に合意するとともに、受信料の公平負担と簡素化のための制度改革検討の開始に合意した。
- 2010年 2010年に公共放送が依頼した専門家への鑑定書において、①税金化モデル、②国民一人一人から徴収する負担金モデル、③受信料額（テレビ・ラジオ）の一本化、④全世帯負担が検討され、受信機の所有にかかわらず全世帯に一律に課す負担金が、憲法的観点からも、実行可能性の観点からも、もっとも適切であるとの見解が示された（税金化モデルは、憲法上の公共放送の政治的独立の原則と反するとされた）。
- デジタル機器の所有者から受信料を徴収する合憲性について、連邦行政裁判所で争われ、徴収自体は合憲であるものの、徴収が正当化されるのは、正しく徴収が行われ、負担の公平等が実現されている場合のみである旨の留保がつけられた。
- 2013年 こうした議論を踏まえ、州間協定を改め、受信機の有無に関わらず、全世帯からの徴収を行う放送負担金制度へと変更が行われた。
- 2015年 放送負担金制度の導入後、収入が増加し、放送負担金の月額について17.98ユーロから、17.5ユーロへ値下げが行われた。
- 2018年 連邦憲法裁判所は、すべての世帯と事業所から「放送負担金」を徴収するドイツの公共放送の財源制度について、合憲であるとの判決を下した。ただし、別荘の所有者に負担金を別途課している点は違憲だとされた。

- 2010年に、当時の受信料制度（テレビ又はパソコン・携帯端末等のデジタル機器を対象に徴収する仕組み）の見直しを検討するため、公共放送（ARD・ZDF・ドイツラジオ）が、パウル・キルヒホフ教授に検討を依頼。
- キルヒホフ教授は、様々な資金調達モデルを検討した結果、**受信機の所有にかかわらず全世帯に一律に課す負担金**がもっとも適切であるとの見解を提示。2013年からの全世帯徴収型の放送負担金制度導入へとつながった。

● 鑑定書の主なポイント

- 放送のための公課（放送公課）は公共放送の主要財源。基本法（ドイツ憲法）はその他の財源を排除していない。
- しかし、広告元の利害関心を考慮して**広告や資金提供（スポンサーシップ）**によって一部資金を調達することが、どの程度切迫して必要なのか、また、それによって**放送の自律性がどの程度危険に晒されるのか**継続的調査が必要。放送資金調達に関する決定の際にも、政治的なものであれ、経済的なものであれ、ジャーナリズム以外の目的のいかなる利用にも影響されずに公共放送がその機能を果たせるように、立法者は配慮しなくてはならない。
- **租税**は放送の資金調達の手段とはなり得ない。放送資金調達の「**国家からの自由**」を定めた原則は、収入が放送事業者の任務のためにあらかじめ留保されずに、毎年予算承認の際に議会からその利用を審査され、新たに決定されなくてはならないような公課形式を禁じている。
- 放送公課は、放送事業者の存続及び発展能力を財政的に保障しなくてはならず、この自律性に支えられた機能によって、**国家の介入を受けず、租税の枠外で、制度化**されなくてはならず、つまり対価を徴収する公課としてのみ徴収可能なものである。この公課が法律要件上、**放送供給の個々の利用に依存せずにいるべきなら、憲法上それにふさわしい資金調達形態は、放送負担金**ということになる。
- **設備に依存する従来の放送負担金**では「原則的にわかりやすく、法律の執行が実行可能であり、公課の負担責任が回避できず、プライバシーが守られるものとして、信頼できる形に形成しなくてはならない」といった要請には十分応えられない。ドイツでは**原則的に全ての人**が放送を受信しているとしているが、そこでは放送番組を受信する人々が、ラジオやテレビを実際に利用している度合いが個々に著しく異なることは考慮されていない。
- 放送負担金の改革は受信設備の要件を、**世帯や事業所の要件にただ単に置き換えるだけ**のことである。このように無理のない修正を加えることで、放送資金調達はあらたな信憑性を獲得し、競争について規定しているEU法との関連で問題が発生することも避けられ、また、負担要件がわかりやすいことで、シンプルで確実な執行も保障される。

ドイツにおける「受信料」制度と「放送負担金」制度の比較

	旧「受信料」制度	新「放送負担金」制度
料額 (年額)	<p>テレビ：215.76ユーロ（2011年）</p> <p>ラジオ及び新型受信機 69.12ユーロ（2011年）</p>	一律220ユーロ（2021年）
受信料収入	ARD:53億ユーロ ZDF：18億ユーロ（2011年）	ARD:59億ユーロ ZDF：20億ユーロ（2021年）
支払率（※1）	98.3%（2011年）	93%（2021年）
支払者／徴収単位	受信機の設置者／ 個人：世帯、事業所：台数	すべての住居占有者及び事業主／ 個人：住居、事業所：従業員数等により設定
テレビ以外の受信機	PC、携帯電話も徴収対象	受信機の有無は問わない
強制徴収等／ 罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・強制執行あり ・受信機の所有者には届出義務あり。 ・1か月以上の届出遅滞及び6か月超の滞納に対し1000ユーロ以下の過料 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民データ（※2）と照合して未登録（未払い）であった住民を負担金サービス支払対象者として登録し、支払を督促。 ・強制執行あり。 ・1か月以上の届出遅滞に対し1000ユーロ以下の過料 6か月超の滞納に対し未払い金の1%の遅延損害金

※1 2013年に住民データとの照合を行ったことで、支払対象世帯が増え、分母が増加したことにより、支払率が下がっている。

※2 住民データは、行政府が保有する名前・住所・出生日等に関するデータであり、2013年の新制度への移行に際し、全データが共同徴収機関に提供された。

フランスの公共放送の受信料制度の経緯

年	経緯	※青字：受信料制度に関する動き
1922年	官設放送局の設立	
1933年	ラジオ受信料制度の導入	
1935年	広告放送の廃止	
1949年	テレビ受信料制度の導入	
1959年	受信料の 徴収権限 が政府から 公共放送機関（RTF） へ移行	
1960年	受信料の法的性格について「タックス・パラフィiscal（公課）」として憲法評議会決定	
1968年	広告放送の導入	
1974年	受信料の 徴収権限 が再び 政府 へ移行	
2004年	公課制度の廃止に伴い「視聴覚受信料」への名称変更	
2005年	欧州の公共放送で初となるVODサービスfrancetvodを開始（受信料支払の対象外）	
2009年	公共放送負担金への名称変更、深夜帯の広告放送の廃止、電気通信事業者税による政府補助金の導入	
2012年	FrancetvPluzz(後のfrance.tv)による同時配信・見逃し番組配信サービスの開始（受信料支払の対象外）	
2013年	欧州司法裁判所が公共放送のための電気通信事業者税について「有効」の裁定 広告放送全廃（当初2011年末予定）の見送りが決定	
2013年	2009年改正放送法の定める広告放送全廃（2011年末予定）の見送りを内容とする法律の成立	
2014年	政府が政府補助金を今後3年間で10分の1程度へ削減することを表明	
2015年	上院文化委員会に提出された報告書で、ドイツ式の受信料制度の導入が提言された	
2015年	テレビ以外の、テレビコンテンツ視聴層への「公共放送負担金」導入が検討 されたが、オランダ政権が見送り	
2017年	政府補助金廃止の予定であったが、廃止を取りやめ、2016-2020年のCOM（目標手段契約）では、ネット強化のため補助金を増額	
2017年	5つのVODサイトをfrance.tvに統一（受信料支払の対象外）	
2022年	受信料の廃止 と、2024年までの 暫定措置として付加価値税の財源化 の開始	

- 1968年以降、フランスの公共放送では広告放送が認められていたが、2009年の視聴覚法の改正で、①深夜帯の広告放送廃止、②2011年からの広告放送全廃、③広告放送廃止に伴う財源不足を補填するため、商業放送事業者の広告収入及び電気通信事業者による視聴覚サービスの収益に課税が規定された。
- 2009年から広告一部廃止の収入減を補う政府補助金が導入されたが、2013年には財政難から広告放送全廃そのものが見送られるとともに、2014年からは政府補助金が削減され、2017年には廃止された。

1968年 商品名を提示した商業広告放送を導入

2008年 政府が広告放送廃止を宣言。その後、国会議員、関係省庁、放送監督機関である C S A 等からなる「新しい公共放送検討委員会」が設立され、①広告放送廃止、②広告放送廃止に伴う財源の不足分を国庫から補填、③商業放送事業者の広告収入及び電気通信事業者による視聴覚サービスの収益に課税することを提言

2009年 視聴覚法が改正され、①2009年から深夜帯の広告放送廃止、②2011年からの広告放送全廃、③広告放送廃止に伴う財源不足を補填するため商業放送事業者・電気通信事業者へ課税することを規定

2009年 欧州委員会からフランス政府宛に「電気通信事業者への課税は、行政負担を民間事業者に課すことであり、自由競争を前提とする E U 法と相容れない疑い」「通信事業者からの税収は、同じ業界の管理や規制のコストの削減のために使われるべき」との書簡を送付（※2002年3月7日付欧州指令第12条）

2011年 電気通信事業者連盟が、電気通信事業者に対する課税は違法として 欧州司法裁判所に提訴したが、2013年6月に、「税制は国家の主権に存する」として法的に有効な税であるとの裁定。2016年には、電気通信事業者への課税の税率が国内総収入の0.9%から1.3%へ変更

2010年 欧州委員会からの書簡や、視聴者への意向調査の結果を踏まえ、広告放送の全廃の2年間延長を発表

2013年 財政難を理由に広告放送全廃そのものを見送る改正案を議会へ提出、成立

2014年 政府補助金を今後3年間で10分の1程度に削減することを決定（2017年廃止予定）

2017年 政府補助金廃止の予定であったが、廃止を取りやめ、2016-2020年のCOM（目標手段契約）では、ネット強化のため補助金を増額

年	経緯
2022年3月	マクロン大統領が、選挙公約として受信料の廃止を宣言
2022年4月	マクロン大統領が再選
2022年5月	閣僚会議の報告書で、「今年から公共放送への出資は永久に廃止され、代替りの財源は多元主義とメディアの独立という憲法上の目的に従って確保される」と発表
2022年7月	国会が受信料の廃止を承認
2022年8月	議会上院が、2022年度修正予算案の審査で、受信料の廃止に伴い、2024年末までの付加価値税の公共放送の財源化を承認 (今後2年間は年間37億ユーロが予算として割り当てられる。※従来の徴収総額は32億ユーロ)
2022年8月	野党が国家からの中立性を懸念し、憲法院が受信料の廃止が合憲か確認し、承認された
2022年8月	2022年度修正予算案が公布され、受信料の廃止が正式化された
2022年9月	徴収が停止 (また、2022年1月まで遡って返金が行われる)

② インターネット活用業務の財源の在り方

【論点】

インターネット活用業務を必須業務化する場合の公共放送の財源について、どのような考え方を基本とすべきか。特に、テレビを設置しない者に対しても何らかの費用負担を求めるべきか。

＜議論の視点＞

- ・論点①で受信料収入以外の財源を採用すべきとする場合、それぞれ留意すべき点としてどのようなことが考えられるか。
- ・論点①で受信料収入を採用すべきとする場合には、インターネット活用業務を必須業務化する場合の論点として、例えば、第3回会合で民放連から提示のあった「現行受信料制度の考え方との整合性」や、「テレビ設置者との負担の公平性」の観点が挙げられる。
- ・なお、諸外国では、テレビを設置しない者に対する負担の在り方として、以下のような例がある。
 - 1) 現在のドイツでは、すべての者（世帯・事業所）が公共放送の運営費用を負担している。
 - 2) かつてのドイツでは、テレビを設置していなくても、インターネットに接続できる機器（PC、スマホ等）を保有する者が公共放送の運営費用を負担していた。
 - 3) 現在の英国では、テレビを設置していなくても、PC・スマホ等を持った上で、公共放送を視聴できるアプリ・サービスを利用しようとする者が公共放送の運営費用を負担している。

【構成員等の主な意見】

- ・ 費用負担のあり方については今後丁寧な議論を尽くすべきであると考えているので、受益者負担という原則に立つならば、受益する者が平等な負担感を持つことが肝要。(第1回:三友主査)
- ・ 最高裁判決を踏まえ、受信し得る環境にある者に広く公平に負担を求めていくものが受信料であると認識しているが、ネット配信というのは現状、部分的であり、放送全部を見るものと同等の負担を課するのがよいのかということもある。(第1回:落合構成員)
- ・ PCやスマートフォンを保有するだけでは受信料を課さないことをもって、テレビ受信機に紐づく従来の受信料制度との整合性や、負担の公平性などの議論を先送りしてはならない。(第3回:民放連)
- ・ インターネット活用業務の必須業務化がなぜ必要なのか、任意業務ではできないが必須業務になるとできるようになることがあるのか、必須業務化に伴い、受信料制度の見直しが必要なかどうか、よく分からない点が多い。NHKに期待する機能や役割の検討を先行して、NHKの将来像や受信料制度の見通しといった肝心かなめの議論が後回しになっており、視聴者には分かりにくい議論となるのではないかと危惧している。(第5回:民放連)
- ・ 受信料制度の在り方に関しては、インターネットに接続する機器を保有しているだけで受信料を払うというような制度をいきなり考えるというのは難しいのではないか。(第1回:山本主査代理、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員)
- ・ 最近のテレビは違う部分もあるが、少なくとも当初、放送法ができて昭和、平成の中期ぐらいまでは利用用途が放送受信に限られていた一方で、スマートフォンやPCなどは必ずしもネット配信を見るためだけのものではないことが明らかなので、保持者をもって視聴者と捉えてよいかについても難しい問題がある(第1回:落合構成員)
- ・ スマホのアプリをインストールするような自らNHKを受信できる環境を整えようとする視聴者については、ある意味積極的に受信に関与しようとするのであるから、このWGで議論自体はしてもよいのではないか。(第1回:三友主査、林構成員)
- ・ 現行の受信料制度は放送の対価ではないが受益の観点も加味した制度となっており、この考え方を前提としても、無料にする、アプリをインストールした場合に有料とする、端末所有者に負担させるなど多様な選択肢があり得る。第2の選択肢が、受益の観点を加味するという考え方に親和性が高いと考えられるが、いずれも理論的に決め手はない。(第2回:曾我部構成員)

○ 最高裁判決（2017年12月）

NHKの事業運営の**財源を受信料によって賄う仕組み**は、特定の**個人、団体**又は**国家機関等**から**財政面での支配**や**影響**がNHKに**及ばない**ようにし、**現実**にNHKの放送を**受信するか否かを問わず**、**受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKがそれらの者ら全体により支えられる事業体である**べきことを示すもの。

- NHKは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「**NHKオンデマンド**」を開始。
- 2020年4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「**NHKプラス**」を開始。

インターネット活用業務（2号受信料財源業務）

2022年度予算 190.1億円（国内：159.3億円、国際：30.8億円）
 2023年度予算 197.5億円（国内：167.0億円、国際：30.4億円）

NHKプラス

- ・**地上波（総合・教育）**の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信（原則1週間）サービス。
 ※同時配信については、原則すべて。
 （総合テレビは24時間、Eテレは19時間）
- ・**無料**だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。
- ・**登録完了者数は約341万件**（2022年12月末時点）
- ・**訪問ユーザ数（UB数※）は週平均約133万**。
 ※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザ数。

放送同時配信



どこでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送と同時に視聴できます。

追いかけて再生

放送中に、番組の目録や途中に戻って視聴できます。

見逃し番組配信



いつでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送終了後から7日間視聴できます。

プレイリスト

ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくなりました。

（NHKプラスリーフレットより作成）

NHKニュース・防災アプリ

- ・災害情報等のニュースを同時配信（2016年から）
- ・理解増進情報の配信



NHKワールドJAPAN

- ・外国人向け国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信、オンデマンド配信



らじる★らじる

- ・ラジオ放送（第1、第2、FM）の同時配信、聴き逃し配信（2011年9月から）



インターネット活用業務（2号有料業務）

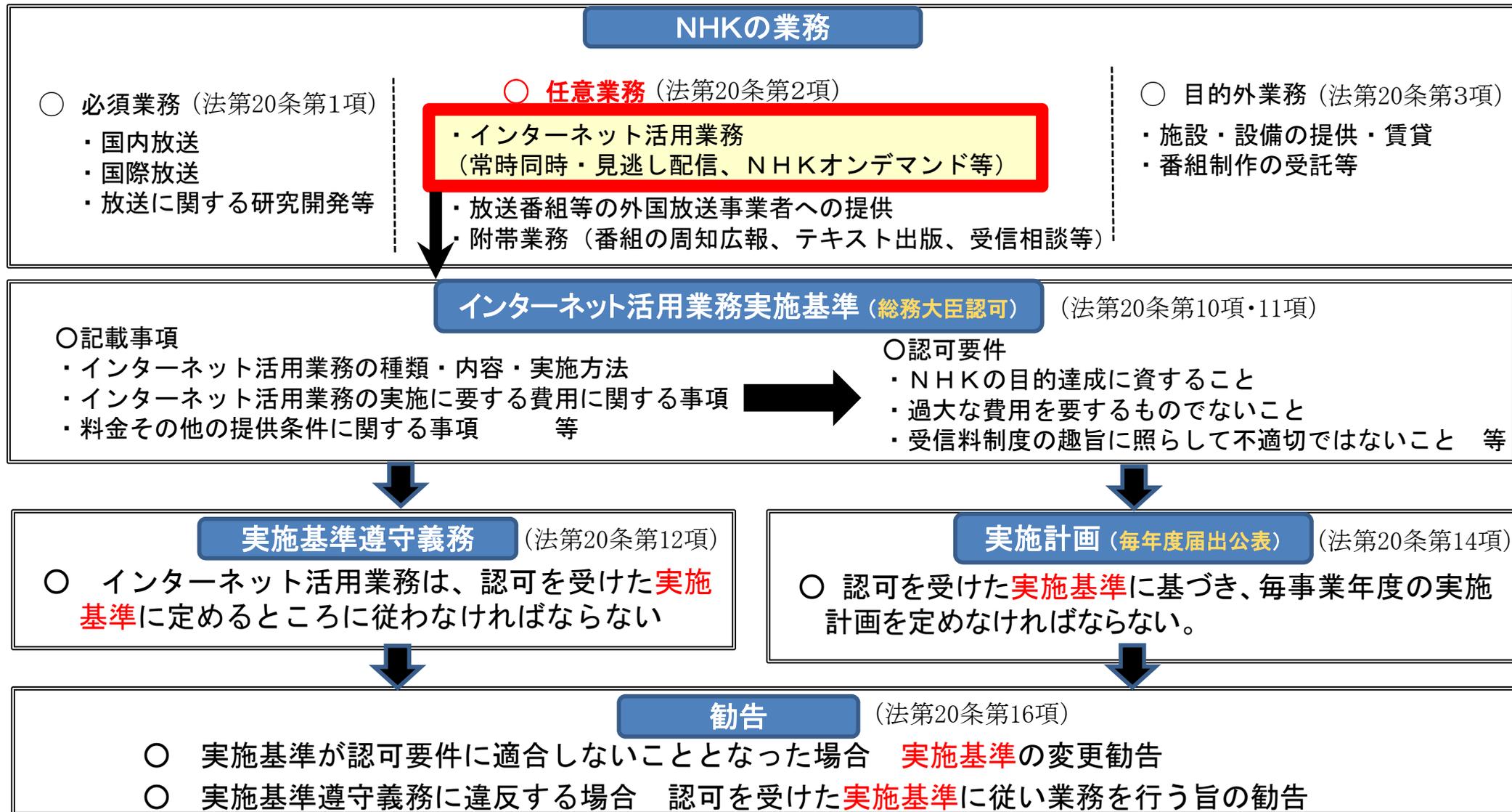
2022年度予算 27.5億円（3号有料業務含む）
 2023年度予算 31.8億円（3号有料業務含む）

NHKオンデマンド

- ・**衛星放送の一部番組も含む放送番組を、2～3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。**
- ・**会員登録者数は約320万人**（2022年12月末時点）
- ・**10,000本以上**の番組を提供。
- ・**有料**（月額990円か1本あたり110円～330円）



- 放送法上、NHKのインターネット配信等の業務（インターネット活用業務）は任意業務であり、放送受信者から徴収された受信料で実施する場合の適切性を確保するため、総務大臣から認可を受けた実施基準に基づき、毎年度、実施計画を定めて実施することとされている。



(参考) NHKインターネット活用業務実施基準の審査基準 (概要)

- NHKのインターネット活用業務の実施基準は、総務大臣の認可を受けることが必要。
- 認可の審査基準は、放送法及び省令を踏まえ、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」(平成26年11月 (令和5年4月最終改定))で具体化されている。

放送法上の認可要件	審査基準
(1) <u>NHKの目的達成に資すること</u>	インターネット活用業務の内容について、 ① NHKの目的に照らして適切な業務であること ② 市場の競争を阻害しないこと ③ 地方向け放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確であること ④ 他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確であること 等
(2) <u>業務の種類、内容及び実施方法が 適正かつ明確に定められていること</u>	① 業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること ② 業務の対象が、放送法第20条第2項第2号及び第3号に規定されている範囲に収まっていること
(3) <u>料金その他の提供条件が受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと</u>	業務の種類、内容及び実施方法並びに提供条件が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていること
(4) <u>業務の実施に過大な費用を要するものでないこと</u>	① 受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること ② インターネット活用業務全体の実施に要する費用が任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること
(5) <u>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと</u>	業務の実施方法や料金その他の提供条件が、特定の者を合理的な理由なく有利又は不利に取り扱うものでないこと
(6) <u>利用者の利益を不当に害するものでないこと</u>	① 利用条件等に対する考え方が適正かつ明確に定められていること ② 個人情報その他の情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていること 等
(7) <u>総務省令で定める実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていること</u>	インターネット活用業務に係る苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項、実施の状況の評価及び改善に関する事項等が適正かつ明確に定められていること

NHKオンデマンドの考え方

- 平成19年の改正放送法において、NHKが番組アーカイブをインターネット等を通じて有料で提供するため、NHKの業務に関する規定に新たな業務を追加（放送法第20条第2項第2号）。
- NHKはこれらの業務を「NHKオンデマンド」として開始。

- 協会は公共放送として、教育、教養、報道、娯楽の分野で、豊かでかつ良い放送番組を放送することが求められており、これまでの間に放送された多くの放送番組（放送アーカイブ）はいわば国民共有の財産ともいえるもの。
- 情報通信分野のデジタル化やブロードバンド化の進展する中で、このような放送番組を国民が希望すれば対価を払い、ブロードバンドを通じて視聴できるようにすることは国民の利益に適うものであり、また、ブロードバンドを通じたコンテンツ流通市場の活性化にも寄与するところ。
- **番組アーカイブ（NHKオンデマンド）は放送番組の二次利用を促進するもの**であり、協会の目的の達成のために実施が不可欠とはいえないことから任意業務として規定された。
- 番組アーカイブをインターネット等により有料で提供する業務は、**必須業務である放送業務を補完する範囲を超えるものとして特定の者のみに対して行うものであり、受益者負担が妥当なものであるが、見込まれる収入に比してサーバ等の費用、第三者権利者に支払う著作権料等、NHKが行う他の有料業務と比較して、初期投資が多大である等リスクの大きな業務**である。このため、適切に受益者負担が実現しているかを確認するため、運営に当たって受信料で賄われるべき業務等と経理上区分し、業務の運営の適正化を図る。

放送法
（業務）
第20条

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- 二 **協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料**その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）**を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること**（放送に該当するものを除く。）